

平成 28 年 5 月 11 日

手話言語条例検討部会 ゲストスピーカー

スピーカー

北尻総合法律事務所 弁護士 松本晶行氏

レジュメ

第 1. 私と手話（自己紹介に代えて）

1. 小学 3 年の夏休みに失聴。

理屈の区分では、中途失聴者で日本語が母語（？）。

2. 半年後に大阪市立聾学校小学部の口話クラスに編入。

授業時間は口話。遊び時間は手話。

3. 小学 3 年の秋から地域の小学校に「委託通学」。中学 2 年終了まで同様。

4. 放課後や土曜日午後はたいてい聾学校。手話で自由に会話。

高校・大学時代も同様。市立聾学校は「母港」。

5. 弁護士として

イ. 事務所長北尻弁護士の英断。当初は調査官的職務。

ロ. 2 年目位から担当事務員と共同開発した自己流の速記通訳（当時、手話通訳ができたのは市立聾学校の教師の一部のみ。全国でも数十人か）

ハ. 20 数年位して手話通訳に変換、現在に至る。

後輩のろう弁護士（東京に 3 人）は当初から手話通訳（手話と手話通訳の広がり）の成果）。

第 2. 手話について

1. 手話はろう者の話し言葉。

文字はない。書き言葉は日本語になる。

2. 手話だけ（口形なし）の表現と部分的に口形を併用する表現とがある。

3. 手話（口形なし）も、手話・口形併用も、ろう者によって微妙に違う。

口形併用では、口形使用の単語や量に個人差がある。

生育・居住地域（方言？）、生活・言語環境、年齢（世代）等が異なると、微妙に違う。時に大きく違う。同じ人でも、話題や会話環境が変わると、表現が変わる。

高齢者での特別なケース等以外は、会話は自然に通じあう。

4. 日本語も、地域（方言）、生活・言語環境、年齢（世代）で変わり、同じ人でも、職業分野の専門的議論から酒席での自由放談まで、相手や話題、会話の環境が変わると、単語も語順（文法表現？）も違ってくる。
5. 私見では「日本語対応手話」というものはない。

手話に日本語の口形を一部取入れ・借用する表現はあるが、口形なしで手話単語だけを日本語の表現に対応させて並べてゆく話し方をするろう者には会ったことはない。

6. ろう者も、一定の口話教育を受け、日本で日本語に取り巻かれて生活している。手話には日本語が自然に入ってくる。

入ってきた日本語（音声）は、時に指文字で表現され、多くは手話（意味の視覚表現）に日本語の口形（音声の視覚表現）を併用して表現される。

日本語でも、カタカナやローマ字で外国語を取入れている（借用語）。ただ、手話に取り入れた日本語の口形を「借用語」といってよいかどうか、よくわからない。

第3. 手話普及は差別解消の基礎

1. 過去のろう学校は口話絶対主義。手話を否定し、最善でも高等部卒業の前に少し覚えたらよい（出口論）という考え方。
2. 口話の強調は、家族や職場等の社会的集団に入りきれない理由を本人の努力・能力の不足としてしまう場合があった。

手話経験のないろう者が、手話サークル等で手話を知って解放され、過去の自分を否定する人もいる。

3. 自由な会話ができ、ろう者だけ孤立していることのない社会環境を作り出すことは、共生社会の基礎、差別解消の基礎と思う。

合理的配慮になるのだろうが、コミュニケーションの問題だから、制度的保障問題だけで終わらない。

手話についての社会的理解・社会的普及・社会的保障が大事と考える。